

Z—71—D

## 法人税法 試験問題

### 〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のものにて記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。  
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和3年4月2日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「D 1～D 9」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。

〔第一問〕 — 50 点 —

問 1 法人税法上の収益計上時期及び収益の額について、次の(1)~(3)の問に答えなさい。

- (1) 法人税法第 22 条の 2 に規定する資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の計上時期及び収益の額について、簡潔に説明しなさい。
- (2) A 社(3 月末決算の株式会社)は、製造業を営む内国法人である。次の【資料 1】に基づき、A 社が B 社に販売した機械装置 a 及び機械装置 a の保守サービスの提供に係る税務上の収益計上時期及び収益の額の原則的な処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

【資料 1】

- ① A 社は、B 社との間で、機械装置 a の販売及び機械装置 a に係る 2 年間の保守サービスの提供に関する契約を令和 3 年 1 月 15 日に締結した。
  - ② 上記①の契約に係る対価の額は 12,400,000 円とされており、その内訳として、機械装置 a 10,000,000 円、保守料金 2,400,000 円とされている。  
なお、当該対価の額及びその内訳の各金額は、税務上の時価相当額である。
  - ③ 機械装置 a は、令和 3 年 3 月 22 日に B 社の工場に納入され、令和 3 年 3 月 30 日に検収が完了し、令和 3 年 4 月 1 日から当該工場において稼働している。
  - ④ 機械装置 a に係る保守サービスの内容は、毎月 1 回の機械装置 a の点検及び保守サービスの提供期間中に通常の使用により故障が生じた場合の部品の交換、補修等とされている。また、保守サービスの提供期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間とされており、令和 3 年 4 月 1 日から保守サービスが開始されている。
  - ⑤ A 社は、B 社に対し、令和 3 年 4 月 5 日に上記①の契約に係る対価の額 12,400,000 円の請求書を発送しており、令和 3 年 5 月 31 日に、B 社から A 社の銀行口座に 12,400,000 円が振り込まれている。
- (3) C 社(2 月末決算の株式会社)は、飲食業を営む内国法人である。次の【資料 2】に基づき、C 社が交付を受けた協力金の税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

【資料 2】

- ① C 社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 3 年 1 月 15 日から令和 3 年 2 月 14 日までの 1 か月間、D 県の要請に従い、店舗の営業時間を短縮して営業を行った。
- ② D 県は、営業時間の短縮要請に従って営業時間を短縮した事業者に対し、100 万円の協力金を交付する支援事業を実施している。
- ③ C 社は、D 県に対し、上記②の協力金の手続きに従って、令和 3 年 2 月 15 日に交付申請を行い、令和 3 年 3 月 5 日に交付決定通知書の送付を受けた。  
なお、交付決定通知書には交付決定日は令和 3 年 2 月 25 日と記載されていた。
- ④ 上記②の協力金 100 万円については、令和 3 年 3 月 10 日に C 社の銀行口座に振り込まれている。

問2 食品製造業を営む内国法人であるE社(3月末決算の株式会社)の当期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の税務上の処理について、次の(1)～(3)の問に答えなさい。

- (1) E社は、関連法人でない取引先のF社との間で、加工食品である製品aを2年間継続して販売する契約を締結した。E社は、製品aの販売に当たり、製品aの名称が表示された専用の陳列棚を広告宣伝のためにF社に贈与した。この陳列棚は、E社が150,000円で取得したものであり、E社は、取得時に支出した150,000円を雑費として費用に計上している。

このE社が行った陳列棚の贈与に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

- (2) E社は、販売予定であった冷蔵用食品である製品b1,000個について、納品の直前にキャンセルを受けた。製品bは賞味期限が短いことから、通常であれば、このような場合には製品を廃棄処分することとしている。

ところが、製品bについてフードバンクで受け入れることとなったため、E社は、製品bを廃棄することに代えて、このフードバンクに無償で提供した。

なお、フードバンクへの製品bの提供時における製品bの時価相当額は500,000円であるが、E社は、製品bの提供時に、製品bの原価相当額である450,000円を雑損失として損失に計上している。

このE社が行った製品bの無償提供に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

- (3) E社は、E社による完全支配関係のある子会社のG社(E社は当期を通じてG社株式を100%保有)に対し、5,000,000円の売掛債権を有している。当期において、G社の資金繰りが一時的に悪化したことから、E社は、G社への支援として当該売掛債権を放棄した。

なお、当該売掛債権の放棄時におけるG社の財政状況は、E社に当該売掛債権を弁済できないほどのものではなかった。また、E社は連結納税制度の承認を受けていない。

このE社が行ったG社に対する当該売掛債権の放棄に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

問 1 当社は、卸売業を営む期末資本金 50,000,000 円(資本金等の額も 50,000,000 円であり、株主は全て個人である。)の内国法人である株式会社であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。当社の当期(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)の法人税の課税関係につき、次の(1)～(3)の問に答えなさい。

(1) 次の【資料 1】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

【資料 1】

- ① 当期分の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、住民税及び事業税の見積額 5,000,000 円を未払法人税等として当期の費用に計上している。
- ② 前期において費用に計上した未払法人税等 4,000,000 円については、当期において納付したことから、その全額を当期に取り崩しているが、その内訳は次のとおりである。

イ	前期確定分の法人税額及び地方法人税額	2,190,000 円
ロ	上記イに係る利子税の額	30,000 円
ハ	上記イに係る延滞税の額	180,000 円
ニ	前期確定分の法人住民税額	590,000 円
ホ	上記ニに係る納期限の延長に係る延滞金の額	10,000 円
ヘ	上記ニに係る延滞金の額	50,000 円
ト	前期確定分の事業税額	820,000 円
チ	上記トに係る納期限の延長に係る延滞金の額	20,000 円
リ	上記トに係る延滞金の額	110,000 円

③ 当期に損金経理により納付した租税公課には、次のものが含まれている。

イ	当期中間申告分の法人税額及び地方法人税額	1,680,000 円
ロ	上記イに係る延滞税の額	120,000 円
ハ	当期中間申告分の法人住民税額	410,000 円
ニ	上記ハに係る延滞金の額	40,000 円
ホ	当期中間申告分の事業税額	670,000 円
ヘ	上記ホに係る延滞金の額	80,000 円
ト	印紙税(うち過怠税 60,000 円を含む。)	280,000 円
チ	固定資産税	1,620,000 円
リ	取締役 A 氏の業務外の交通違反による交通反則金	18,000 円
ヌ	使用人 B 氏の業務中の交通違反による交通反則金	15,000 円

(2) 次の【資料2】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。その上で、「別表五(一)I 利益積立金額の計算に関する明細書」を記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨と、その理由を計算過程の欄に記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

#### 【資料2】

当社は、C社(内国法人・製造業・毎年9月30日決算・資本金30,000,000円)及びD社(内国法人・サービス業・毎年12月31日決算・資本金10,000,000円)の設立時から現在に至るまで発行済株式数の100%をそれぞれ保有している。

##### ① 当社とC社との取引

イ 当社は、令和3年4月20日にC社に対して、資金繰り支援のために5,000,000円の金銭の贈与を行い、雑損失として処理している。

ロ 当社は、令和3年7月9日にC社に対して、製造部門拡充のために機械装置eの譲渡を行い、C社は同日中に設置後、直ちに事業の用に供している。機械装置eの譲渡価額は23,000,000円(税務上適正額)であり、当社における機械装置eの譲渡直前の帳簿価額は25,400,000円であったことから、当社は2,400,000円を当期の売却損として処理している。

なお、当社はC社に対して機械装置eにつき譲渡損益調整額の戻入れ計算について簡便法の規定を適用する旨を通知している。また、C社からは機械装置eに適用する耐用年数は5年である旨の通知を受けている。

##### ② 当社とD社との取引

イ 当社は、令和3年12月16日にD社に対して、支店用地とするために一団の土地Fの譲渡を行った。土地Fの譲渡価額は13,000,000円(税務上適正額)であり、当社における土地Fの譲渡直前の帳簿価額は8,000,000円であったことから、当社は5,000,000円を売却益として処理している。

ロ 当社は、令和4年2月25日におけるD社の株主総会決議(配当等の額の支払基準日を令和3年12月31日とし、当該配当等の額の支払効力発生日を令和4年2月28日とする。)に基づき、所有株式に対応する配当金を受け取り、1,000,000円を雑収入として処理し、源泉徴収税額204,200円を租税公課として処理している。

なお、D社の配当金の計算期間は、令和3年7月1日から令和3年12月31日までである。

##### ③ C社とD社との取引

C社は、令和3年9月10日に投資目的で保有していた全てのG社株式をD社へ譲渡し、当社に適法な通知を行った。当該G社株式は、当社が投資目的で保有していたものを数年前にC社へ譲渡し、その後C社が継続して保有していたものである。

なお、当社は、当該G社株式のC社への譲渡時の事業年度において、G社株式の譲渡価額は15,000,000円(税務上適正額)であり、譲渡直前の帳簿価額は16,430,000円であったことから、1,430,000円を売却損として処理し、適正に申告調整している。

- (3) 次の【資料3】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

### 【資料3】

- ① 当社の当期末の貸借対照表に計上されている債権等の内訳及び留意すべき事項は、次のとおりである。

イ 売掛金 97,000,000円

(イ) H社に対する売掛金が7,000,000円あるが、同社に対する買掛金が8,000,000円ある。

(ロ) I社に対する売掛金が3,000,000円ある。

(ハ) J社に対する売掛金が2,400,000円ある。なお、同社は令和4年3月7日に破産法による破産手続開始の申立てを行っている。

ロ 受取手形 35,000,000円

H社に対する受取手形が1,500,000円ある。

ハ 貸付金 26,000,000円

J社に対する貸付金が1,080,000円ある。

ニ 未収入金 8,600,000円

(イ) 公社債の未収利子が10,000円ある。

(ロ) 仕入割戻しの未収金が3,000,000円ある。

ホ 仮払金 1,000,000円

(イ) 概算払いした旅費が700,000円ある。

(ロ) 従業員に対する給料の前払いが300,000円ある。

ヘ その他の事項

I社は、令和2年6月5日に民事再生法による再生手続開始の申立てを行っていたが、令和3年9月14日に再生計画認可の決定が行われた。これにより同社に対する売掛金の全額が切り捨てられることとなったが、経理担当者の失念により当社は何ら会計処理をしていない。

- ② 当社の平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に開始した各事業年度終了の時における一括評価金銭債権の額の合計額のうち当該各事業年度終了の時における債権とみられない部分の金額の合計額の占める割合は、0.05229である。

なお、当社は租税特別措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者には該

当しない。

- ③ 当社の前3年内事業年度における一括評価金銭債権の額及び貸倒損失の額は、次のとおりである。

事業年度	一括評価金銭債権の額	貸倒損失の額
平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	138,300,000円	350,000円
平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	147,800,000円	960,000円
令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	152,600,000円	810,000円

- ④ 当社が前期において損金経理により繰り入れた貸倒引当金勘定の金額は4,470,000円（I社に対するもの3,000,000円、一括評価金銭債権に対するもの1,470,000円）であった。そのうち、I社に対する貸倒引当金繰入超過額は1,500,000円であり、一括評価金銭債権に対する貸倒引当金繰入超過額は182,000円であったが、当期にその全額を取り崩して収益に計上している。
- ⑤ 当社が当期において損金経理により繰り入れた貸倒引当金勘定の金額は5,170,000円（J社に対するもの3,300,000円、一括評価金銭債権に対するもの1,870,000円）である。

**問2** 当社は、小売業を営む期末資本金10,000,000円（資本金等の額は、10,000,000円であり、発行済株式数は、200株である。）の内国法人であるが、経営上の最大の悩みであった人手不足の問題を解決できなかったため、会社を清算することを決断した。

当社の事業年度は4月1日から3月31日までの1年決算であったが、令和2年5月31日に解散し、解散事業年度の確定申告を申告期限内に適正に申告した。その後、債権債務のほとんどを整理決済し、清算1期目（令和2年6月1日～令和3年5月31日）の確定申告を申告期限内に適正に申告した。そして、このたび令和3年12月20日に残余財産の確定をみたので、残余財産の確定した日の属する事業年度である当期（令和3年6月1日～令和3年12月20日）の確定申告を行うこととなった。

なお、当社は、設立以来、直前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出しており、当期においても申告期限内に青色申告書である確定申告書を提出する予定である。また、消費税等については考慮しないものとする。

以上を前提として、次の【事例1】及び【事例2】の異なる2つの事例について、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

- (1) 次の【事例1】について、当社の当期における「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」に記載すべき「欠損金の当期控除額」を、計算過程を示した上で記載しなさい。

なお、確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われるものとし、また、資料に記載され

た内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【事例 1】

- ① 当社の株主は、設立から解散事業年度まで代表取締役であり解散事業年度後は清算人に就任したK氏であるが、当期末においても当社株式の100%を継続して有している。
- ② 直前事業年度(清算1期目)の決算の状況

貸借対照表(令和3年5月31日) (単位:円)

現金	600,000	K氏未払金	30,500,000
土地L	20,000,000	未払法人税等	81,000
		資本金	10,000,000
		繰越利益剰余金	△19,981,000
合計	20,600,000	合計	20,600,000

- イ 直前事業年度において生じた法人税法第57条に規定する青色欠損金1,250,000円が、当期に繰り越されている。
- ロ 直前事業年度の「別表五(一)I 利益積立金額の計算に関する明細書」における差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額は、△19,981,000円である。
- ③ 残余財産の確定した日の属する事業年度の取引等

イ 清算業務に係る費用で次のように処理しているが、全額が損金の額に算入されるものである。

雑費	500,000円	現金	500,000円
----	----------	----	----------

ロ 過去の事業年度において、その全額が損金の額に算入され、事業の用に供していたパーソナルコンピュータをリサイクルショップにて売却したものである。

現金	30,000円	雑収入	30,000円
----	---------	-----	---------

ハ K氏未払金については、現金残高(残余財産の確定した日の属する事業年度における法人住民税の確定税額40,500円を除く。)及び土地Lにて返済したが、なおも債務超過の状態にあったことから、返済後のK氏未払金残高の全額について、K氏から債権放棄を受けた。

なお、K氏未払金の返済時における土地Lの時価は、29,000,000円である。

ニ 直前事業年度において未払法人税等としていた法人住民税81,000円を現金にて納付し、残余財産の確定した日の属する事業年度における法人住民税の確定税額40,500円を次のように処理している。

租税公課	40,500円	未払法人税等	40,500円
------	---------	--------	---------



(2) 次の【事例2】について、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。その上で、「みなし配当の金額」を、計算過程を示した上で記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【事例2】

① 当社の株主は、設立から解散事業年度まで代表取締役であり解散事業年度後は清算人に就任したM氏であるが、当期末においても当社株式の100%を継続して有している。

② 直前事業年度(清算1期目)の決算の状況

貸借対照表(令和3年5月31日) (単位:円)

現金	900,000	未払法人税等	81,000
車両運搬具n	100,000	資本金	10,000,000
土地O	16,000,000	繰越利益剰余金	6,919,000
合計	17,000,000	合計	17,000,000

イ 直前事業年度において生じた法人税法第57条に規定する青色欠損金1,020,000円が、当期に繰り越されている。

ロ 直前事業年度の「別表五(一)I 利益積立金額の計算に関する明細書」における差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額は、6,919,000円である。

③ 残余財産の確定した日の属する事業年度の取引等

イ 長年にわたりお世話になった得意先P社に対して、車両運搬具nを300,000円で譲渡し、次のように処理している。

なお、譲渡時における車両運搬具nの時価は、300,000円である。

現金	300,000円	車両運搬具n	100,000円
		固定資産売却益	200,000円

ロ 清算業務に係る費用で次のように処理しているが、全額が損金の額に算入されるものである。

雑費	350,000円	現金	350,000円
----	----------	----	----------

ハ 直前事業年度において未払法人税等としていた法人住民税81,000円を現金にて納付し、残余財産の確定した日の属する事業年度における法人住民税の確定税額40,500円を次のように処理している。

租税公課	40,500円	未払法人税等	40,500円
------	---------	--------	---------

④ 残余財産の分配について

全ての債務の弁済が完了した後、現金残高(残余財産の確定した日の属する事業年度における法人住民税の確定税額 40,500 円の納付後の残高)及び土地〇について、残余財産の分配を行うこととした。

なお、残余財産の確定時における土地〇の時価は、10,800,000 円である。